

鈴鹿医療科学大学 危険物質管理委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学危険物質管理規程第9条に基づき、危険物質管理委員会（以下「委員会」という）の業務・構成・運営等を定め、鈴鹿医療科学大学における危険物質を用いる教育および研究が安全かつ適切に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

（業務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- （1）危険物質の安全管理についての理論的・技術的問題に関すること
- （2）危険物質の使用・保管・調査（点検）・分与等に関すること
- （3）危険物質取扱者の指導教育等に関すること
- （4）紛失、漏れ、事故等に対する対応
- （5）その他委員会が必要と認めたこと

（構成・任期）

第3条 委員会は部局長が指名する甲種危険物取扱者および危険物質取扱者により構成する。

- 2 委員長及び副委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき、委員長職務を代行する。
- 5 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第4条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

- 2 議長に事故等があるとき、副委員長が議長となる。
- 3 委員会は原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 委員会に関する事務は、大学事務局 施設管理課が担当する。

（規程の改廃）

第6条 この規程は、大学協議会の議を経て学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成20年9月30日に制定し、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月18日に改定し、平成27年3月18日から施行する。